

**八尾市立病院維持管理・運営事業  
募集要項（提案審査）**

平成 1 5 年 1 月 1 4 日

八 尾 市

## 目 次

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 本募集要項の位置付け .....                  | 1  |
| 2 | 二次審査（提案審査）応募に関する条件等 .....         | 2  |
|   | （１）定義 .....                       | 2  |
|   | （２）応募者の構成等 .....                  | 2  |
|   | （３）二次審査（提案審査）応募者が備えるべき資格要件 .....  | 2  |
|   | （４）二次審査（提案審査）応募資格の喪失等について .....   | 3  |
|   | （５）構成員及び協力企業の制限 .....             | 3  |
|   | （６）二次審査（提案審査）に関する留意事項 .....       | 4  |
| 3 | 応募手続 .....                        | 6  |
|   | （１）スケジュール .....                   | 6  |
|   | （２）提案審査説明会の実施 .....               | 6  |
|   | （３）意見・質問の受付 .....                 | 6  |
|   | （４）意見・質問への回答 .....                | 7  |
|   | （５）追加資格審査書類の提出 .....              | 7  |
|   | （６）二次審査（提案審査）書類の提出 .....          | 7  |
|   | （７）提案内容に関するヒアリングの実施 .....         | 8  |
| 4 | 事業者の選定 .....                      | 8  |
|   | （１）二次審査（提案審査）事項 .....             | 8  |
|   | （２）二次審査（提案審査）結果の通知及び公表 .....      | 9  |
| 5 | 提示条件 .....                        | 9  |
|   | （１）ＳＰＣの設立 .....                   | 9  |
|   | （２）事業フレーム .....                   | 9  |
|   | （３）市による事業の実施状況のモニタリング .....       | 11 |
|   | （４）本事業を実施するに必要なスペースの使用に係る事項 ..... | 11 |
|   | （５）ＳＰＣの事業契約上の地位 .....             | 11 |
|   | （６）契約保証金 .....                    | 11 |
|   | （７）市とＳＰＣの責任分担 .....               | 11 |
|   | （８）財務書類の提出 .....                  | 12 |
|   | （９）事業契約書の優先 .....                 | 12 |
| 6 | 事業実施に関する事項 .....                  | 12 |
|   | （１）誠実な事業遂行義務 .....                | 12 |
|   | （２）代表企業の役割 .....                  | 12 |
|   | （３）受託企業の通知 .....                  | 12 |
|   | （４）事業期間中における市とＳＰＣとの関わり .....      | 12 |

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 7 | 契約の考え方 .....                  | 13 |
| 8 | 附属資料（後日公表予定） .....            | 13 |
|   | （ア）業務要求水準書及び従来型個別仕様書（案） ..... | 13 |
|   | （イ）サービスの対価の算定方法 .....         | 13 |
|   | （ウ）モニタリングの考え方 .....           | 13 |
|   | （エ）審査基準書 .....                | 13 |
|   | （オ）基本協定書(案) .....             | 13 |
|   | （カ）事業契約書(案) .....             | 13 |
|   | （キ）主要医療機器リスト .....            | 13 |
|   | （ク）総合医療情報システムの内容等 .....       | 13 |
|   | （ケ）様式集 .....                  | 13 |

## 1 本募集要項の位置付け

本募集要項は、市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定した「八尾市立病院維持管理・運営事業」(以下「本事業」という。)に係る二次審査(提案審査)を行うに当たり、一次審査(資格審査)合格者を対象に配付するものである。応募者は、本募集要項に規定する提示条件などに従い、応募手続を行う。

また、本募集要項並びに附属資料の「業務要求水準書及び従来型個別仕様書(案)」、「サービスの対価の算定方法」、「モニタリングの考え方」、「審査基準書」、「基本協定書(案)」、「事業契約書(案)」、「主要医療機器リスト」、「総合医療情報システムの内容等」及び「様式集」(以下「本募集要項等」という。)は、一体のものである。

なお、本募集要項等と「募集要項(資格審査)」、「事業概要書」、「募集要項(資格審査)に対する質問・回答」に相違がある場合は、本募集要項等の規定が優先する。また、本募集要項等に記載がない事項については、「募集要項(資格審査)」、「事業概要書」による。

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| (注意)これまで、事業概要書等で民間事業者の業務の一つとして示してきた「患者等の搬送業務」は、民間事業者の業務から除くこととした。 |
|-------------------------------------------------------------------|

## 2 二次審査（提案審査）応募に関する条件等

### （１）定義

**応募者** 本事業を実施しようとする複数の事業者で構成されるグループで、本募集要項等に基づき応募する者をいう。なお、応募者の構成員は、本事業を実施するために商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社として設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資するものとする。

**協力企業** 本事業の業務をSPCから受託する事業者又は本事業の業務をSPCから受託することを予定している事業者をいう。

**受託企業** 本事業の業務を協力企業から受託する事業者をいう。

### （２）応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

応募者は、一次審査（資格審査）募集において定めた当該グループを代表する事業者（以下「代表企業」という。）を変更することはできない。

応募者の構成員（代表企業を含む。以下同じ。）は、他の応募者の構成員として重複して応募することはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

新たな構成員（他の応募者の構成員でないものに限る。）及び協力企業を追加する場合を除き、一次審査（資格審査）募集への応募後、応募者の構成員及び協力企業は変更できない。ただし、市が認める場合、応募者の代表企業を除く構成員及び協力企業については変更することができる。なお、一次審査（資格審査）募集における応募者の構成員及び協力企業について、構成員又は協力企業を新たに追加する場合は、代表企業は、当該企業について二次審査（提案審査）書類の提出期限の14日前までに、募集要項(資格審査)にて求める資格審査書類一式を市に提出し、資格審査を受けることができる。

協力企業は、複数の応募者の協力企業となることが可能である。

### （３）二次審査（提案審査）応募者が備えるべき資格要件

一次審査（資格審査）の合格者であること。

応募者は、関係法令等に基づく資格等を有する者で構成する者で業務を実施すること。ただし、応募者の構成員には、医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維

持管理業務のそれぞれを適切に実施できる技術・知識・能力・実績・資金・信用等を備えた者が含まれていること。

(４) 二次審査(提案審査)応募資格の喪失等について

一次審査(資格審査)において応募参加資格の確認を受けた応募者は、応募者の構成員が、二次審査(提案審査)書類の提出期限において、募集要項(資格審査)に定める応募者の参加資格要件を一つでも満たさない場合(以下「指名停止等に該当する場合」という。)には、二次審査(提案審査)に参加することはできない。

二次審査(提案審査)書類の提出期限以降、優先交渉権者の決定日までに、応募者の構成員のいずれかが、指名停止等に該当する場合となったときには、二次審査(提案審査)の対象としない。

優先交渉権者について、優先交渉権者決定以降、事業契約締結までに構成員のいずれかが、指名停止等に該当する場合となったときには、失格とする。

提案に対する助言や審査に関する情報の取得等、本事業の事業者選定に際して公平性、透明性を欠くこととなるような行為を審査委員等に行った応募者は、失格とする。

(５) 構成員及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

二次審査(提案審査)への応募書類提出時において、市の指名留保又は指名停止措置を受けている者

会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立をしている者

民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの企業と資本面、人事面において関係のある者

本事業の業務に関わっている者は、次のとおりである。

(ア)プライウォーターハウス・パース・フィナンシャル・アドバイザーズ(株)

(イ)(株)医療開発研究所

(ウ)(株)システム環境研究所

(エ)(株)病院システム

(オ)(株)昭和設計

(力)三井安田法律事務所

審査委員の所属する企業・団体等

本事業のための病院建設工事を請け負っているＪＶに参加している者

(６) 二次審査（提案審査）に関する留意事項

提案価格

優先交渉権者の決定に当たっては、提案価格書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約予定額とするので、応募者は、提案価格書には、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載する。

なお、提案価格は病院施設等の一部整備業務、建設・設備維持管理（ファシリティ・マネジメント）業務、病院運営業務（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく政令 8 業務）、その他病院運営業務等にかかる費用の合計額を勘案し、事業を安定して遂行するために必要な金額とする（消費税、物価変動は見込まない。）。

費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

二次審査（提案審査）提出書類の取扱い・著作権

(ア) 著作権

二次審査（提案審査）提出書類の著作権は応募者に帰属する。また、応募者から提出された資料は、事業者の選定に関わる公表以外には応募者に無断で使用しない。契約に至らなかった応募者が提出した提案に係る書類については、本事業の公表以外については使用しない。

なお、提出書類は、応募者に返却しない。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(ウ) 二次審査（提案審査）書類の変更等の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

#### 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

#### 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

#### 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### 応募の辞退

一次審査（資格審査）合格通知書を送付された応募者が応募を辞退する場合は、指定の様式を使用して、応募辞退届を下記宛てに提出する。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とする。

(ア)期 限：平成15年4月23日(水) 午後5時（必着）

(イ)提出先：八尾市立病院 病院建設準備室

〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂2 - 1 - 55

#### 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

（ア）本募集要項等に示した応募者に必要な資格のない者が行った応募

（イ）「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外の者が行った応募

（ウ）応募者の記名及び押印を欠く応募又は応募事項を明示しない応募

（エ）参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募

（オ）誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

（カ）同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募

（キ）その他本募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

### 3 応募手続

#### (1) スケジュール

事業者の選定は、次の日程で行う予定である。

| 日 程                             | 項 目                  |
|---------------------------------|----------------------|
| 平成 15 年 1 月 14 日(火)             | 募集要項(提案審査)の配付        |
| 平成 15 年 1 月 16 日(木)             | 募集要項(提案審査)に関する説明会の実施 |
| 平成 15 年 1 月 14 日(火)～1 月 20 日(月) | 意見・質問の受付(第 1 回)      |
| 平成 15 年 1 月 28 日(火)             | 質問回答の公表              |
| 平成 15 年 1 月 31 日(金)             | 業務要求水準書等の配付          |
| 平成 15 年 1 月 31 日(金)～2 月 10 日(月) | 意見・質問の受付(第 2 回)      |
| 平成 15 年 2 月 24 日(月)             | 質問回答の公表              |
| 平成 15 年 3 月 3 日(月)～3 月 7 日(金)   | 意見・質問の受付(第 3 回)      |
| 平成 15 年 3 月 20 日(木)             | 質問回答の公表              |
| 平成 15 年 4 月 16 日(水)             | 追加資格審査締め切り           |
| 平成 15 年 4 月 30 日(水)             | 提案審査書類の提出期限          |
| 平成 15 年 6 月上旬                   | 優先交渉権者の選定及び公表        |
| 平成 15 年 7 月上旬                   | 基本協定合意               |
| 平成 15 年 7 月下旬                   | P F I 事業契約締結         |

#### (2) 提案審査説明会の実施

本募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。説明会への参加希望者は、平成 15 年 1 月 15 日までに指定の様式を使用して、電子メール又は F A X にて申し込む。なお、説明会では本募集要項等の再交付は行わない。

日 時 : 平成15年1月16日(木) 午前10時から12時まで

開催場所: 八尾市文化会館 研修室

大阪府八尾市光町 2 - 4 0

当日連絡先(電話) 0729-24-5111 (代表)

#### (3) 意見・質問の受付

本募集要項等に関する意見・質問の受付は、次の手順により行う。

##### 意見・質問方法

応募者の代表企業が、指定の様式を使用して、意見・質問書提出届、意見・質問書に、必要事項と、意見・質問事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信するか、又は当該電子ファイルを保存した 3.5 インチのフロッピーディスクを持参又は郵送する。電話、F A X 及び口頭による質問は受け付けない。なお、電子メールによる送信の場合、着信確認の返事を行わない。

受付場所 八尾市立病院 病院建設準備室

〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5 5

電子メール：byouinkensetu@city.yao.osaka.jp

受付期間

【第 1 回】

平成 15 年 1 月 14 日(火)～1 月 20 日(月)

【第 2 回】

平成 15 年 1 月 31 日(金)～2 月 10 日(月)

【第 3 回】

平成 15 年 3 月 3 日(月)～3 月 7 日(金)

( 4 ) 意見・質問への回答

意見・質問に対する回答は、二次審査（提案審査）応募者に対して行うとともに、市ホームページにて公表する。

回答日

【第 1 回】平成 15 年 1 月 28 日（火）

【第 2 回】平成 15 年 2 月 24 日（月）

【第 3 回】平成 15 年 3 月 20 日（木）

回答方法

二次審査（提案審査）応募者に通知するとともに、市ホームページにて公表する。

【ホームページアドレス】 <http://www.city.yao.osaka.jp/bkensetu/pfi/pfi.html>

( 5 ) 追加資格審査書類の提出

応募者の代表者は、新たな構成員及び協力企業を追加する場合においては、次のとおり資格審査書類を提出し、資格審査を受ける必要がある。

提出期限：平成15年4月16日(水) 午後 5 時

受付場所：八尾市立病院 病院建設準備室

提出方法：持参又は郵送により提出する。

( 6 ) 二次審査（提案審査）書類の提出

二次審査（提案審査）への応募書類の提出は、応募者の代表企業が行う。

提出部数：45部

提出期限：平成15年4月30日(水) 午後 5 時（必着）

受付場所：八尾市立病院 病院建設準備室

提出方法：持参又は郵送により提出する。

【持参する場合】

二次審査（提案審査）書類を封筒に入れ、封筒に代表企業の名称及び「八尾市立病院維持管理・運営事業、二次審査（提案審査）書類在中」と朱書きして、上記 に示す日時までに、上記 に示す場所に提出する。

【郵送により提出する場合】

二次審査（提案審査）書類を中封筒に入れ、封印の上、中封筒には、持参する場合と同様にそれぞれ代表企業の名称及び「八尾市立病院維持管理・運営事業、二次審査（提案審査）書類在中」と朱書きし、上記 に示す日時までに、下記に示す送付先に必着するように、必ず「配達記録郵便」にて郵送する。

送付先：八尾市立病院 病院建設準備室

〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5 5

（ 7 ）提案内容に関するヒアリングの実施

本事業の優先交渉権者を選定するため、応募者に対し、必要に応じてヒアリングをすることがある。

## 4 事業者の選定

（ 1 ）二次審査（提案審査）事項

審査の視点

審査においては、次の点を重視する。

- （ア） 総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られる。
- （イ） 病院の運営方針・理念、運営計画を的確に理解した上で提案が行われており、病院全体の経営の効率化に寄与する。
- （ウ） 市の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われている。

審査項目等

応募者からの提出書類に基づき、次の項目により総合的に提案審査書類の審査を行う。詳細は「審査基準書」を参照していただきたい。

(ア) 提案価格の確認

応募者の提案価格(事業期間中に市が事業者を支払うサービス対価の総額を現在価値に換算した金額)が、市が本事業を直接行う場合に想定される財政支出を現在価値に換算した金額( P S C )を下回っているか否かの確認を行う。

(イ) 事業提案審査

基礎審査と加点審査を行う。

(ウ) 総合評価

事業提案審査の結果の総得点を提案価格で除した評価値を基に、優先交渉権者を選定する。

( 2 ) 二次審査( 提案審査 ) 結果の通知及び公表

二次審査( 提案審査 ) における評価の結果等については、審査の終了後、二次審査( 提案審査 ) に必要な書類を提出した応募者に対して通知する。また、優先交渉権者との基本協定締結後に公表する。

## 5 提示条件

( 1 ) S P C の設立

本事業に係る事業者選定の結果、契約締結を行う事業者として選定された応募者は、本事業を実施するため、事業契約の締結前までに、S P C を設立し、応募者のすべての構成員は、当該会社に対して出資するものとする。また、協力企業も当該会社に対して出資することができる。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでS P C の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

また、S P C は、本事業にかかる業務及びこれに附帯する一切の業務以外の業務を兼業することはできない。

( 2 ) 事業フレーム

事業の遂行

(ア) 事業概要書(平成14年12月11日公表)に記載の業務を契約期間にわたり確実に履行する。

- (イ) 病院の一部施設等に要求する性能及び維持管理、運営等に関するサービスについては、業務要求水準を満たすこと。

#### 支払条件

支払条件の詳細については、「サービスの対価の算定方法」を参照していただきたい。

#### (ア) サービスの対価

##### 1) サービスの対価の支払

市は、定期的にモニタリングを行い、業務要求水準が達成されていることを確認した上で、SPC が提供したサービスの対価を施設の運営開始後、事業契約に基づく事業期間終了時まで支払う。なお、業務分担表の(4) 利便施設運営管理業務、その他業務 f) その他サービス業務については、SPC の独立採算業務であるため、これらにかかる運営費はサービスの対価には含まない。

##### 2) 技術革新、物価変動等によるサービスの対価の見直し

市は、事業開始から3年が終了した時点で、実績及び技術革新等によるSPCにおける費用縮減の可能性を調査し、その結果をもとにSPCと協議を行い、サービス対価の見直しを行う。その後は、5年に1回、同様の見直しを行う。見直しに伴う協議の結果、合意に達しない場合には、契約に定める手続きに従い、当該業務についてSPCの業務から除外するなどの措置をとる。

また、事業契約に基づいて決定される金額をベースに、毎年、物価変動に対するサービスの対価の改定を行う。

#### (イ) サービスの対価の減額等

市がモニタリングを行った結果、SPCの責めに帰すべき事由により、SPCの提供するサービスが業務要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は、サービスの対価の支払額を減額することができる。

また、市が事業年毎に定める病院収支計画に対し、SPCが提供する改善提案により病院収支に改善効果が認められた場合には、SPCの貢献を勘案し、一定の額を支払うことがある。具体的な算定方法及び支払方法は、事業契約において協議の上定める。

#### 独立採算業務の取扱い

市は、一般サービス施設等(食堂・売店等)運営業務についても、モニタリングを行う。

業務内容・範囲の見直しに伴うサービスの対価の見直しに関する基本的な考え方  
病院開院後、関連法令が改正された場合、病院事業の規模に変更が生じた場合及びそ

の他一定の事由が生じた場合には、市は、ＳＰＣに対し、随時その旨の通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービスの対価の見直しを求めることができる。

サービスの対価に係る債権の譲渡、担保設定その他処分

ＳＰＣがサービスの対価に係る債権の譲渡、担保設定、その他の処分を行う場合には、事前に市の承諾を得ること。なお、サービスの対価に係る債権の一部のみの譲渡、担保設定、その他の処分は認めない。

(３) 市による事業の実施状況のモニタリング

市は、ＳＰＣが事業契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ業務要求水準を達成しているか否かを確認するために、ＳＰＣによる事業の実施状況についてモニタリングを行う。その結果、市が、予め定めた基準によって、ＳＰＣの業務水準が達成されていないことを確認した場合には、市とＳＰＣの合意に基づく一定の手続きにより、業務改善勧告、サービスの対価の減額、その他の措置を講ずる。

なお、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担し、ＳＰＣの書類作成などにかかる費用は、ＳＰＣの負担とする。

モニタリングの考え方、手法等の詳細については、「モニタリングの考え方」を参照していただきたい。

(４) 本事業を実施するに必要なスペースの使用に係る事項

本事業の建物は、市所有の行政財産（病院事業会計所属の財産）であり、本事業に必要な範囲をＳＰＣに使用を認める。ただし、独立採算業務を実施するために必要なスペースは、ＳＰＣに有償で使用を認める。

(５) ＳＰＣの事業契約上の地位

ＳＰＣは、法令の範囲内で、かつ市の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の処分をしてはならない。

(６) 契約保証金

事業期間中の契約保証金の額は、事業期間の開始から１年間の病院運営業務にかかるサービス対価の１０分の１とする。

(７) 市とＳＰＣの責任分担

募集要項(資格審査)公表時に配布した事業概要書を参照していただきたい。

( 8 ) 財務書類の提出

募集要項(資格審査)公表時に配布した事業概要書を参照していただきたい。

( 9 ) 事業契約書の優先

提示条件の詳細は、「事業契約書(案)」による。また、事業契約書の最終版の規定が本募集要項の「 5 提示条件」の規定に優先する。

## 6 事業実施に関する事項

( 1 ) 誠実な事業遂行義務

事業者は、提案内容及び事業契約の諸条件に則り、誠実に業務を履行しなければならない。

( 2 ) 代表企業の役割

代表企業は、市との対応窓口として、市との契約手続を行う。

( 3 ) 受託企業の通知

応募者（SPC 設立後は SPC）は、次のとおり市が定める日までに、受託企業の名称を市に通知する。

第 1 回目 提案書の提出日

第 2 回目 優先交渉権者として選定後、事業契約を締結するまでの間

第 3 回目 病院開院の 60 日以上前

第 1 回目、第 2 回目の通知については、想定される企業名でも構わないが、第 3 回目の通知は、実際に業務を行う企業であることを要する。

なお、政令 8 業務に該当する業務の受託企業は、当該受託企業名を、二次審査（提案審査）書類に明記する。

( 4 ) 事業期間中における市と S P C との関わり

本事業の事業期間中における市と S P C との関わりは、次のとおりである。

本事業は、S P C の責任において遂行される。また、市は、事業契約に定められた方法により、事業の実施状況について確認を行う。詳細は、「モニタリングの考

え方」を参照していただきたい。

市は、ＳＰＣに対して連絡等を行うが、必要に応じて市は協力企業等との間で直接連絡・調整を行う場合がある。この場合において、当該協力企業等は、市との間において直接連絡・調整を行った事項についてＳＰＣに報告を行う。

資金調達上、必要が認められる場合には、一定の重要事項について、市はＳＰＣに資金を提供する融資機関と協議し、協定等を締結することができる。

市は、事業契約が、適正に遂行されるよう、一定の重要事項についてＳＰＣに融資する融資機関と直接契約を締結することができる。

## 7 契約の考え方

契約の手続、枠組み及び契約の金額については、募集要項(資格審査)公表時に配布した事業概要書並びに本募集要項の附属資料の基本協定書(案)及び事業契約書(案)を参照していただきたい。

## 8 附属資料（後日公表予定）

（ア）業務要求水準書及び従来型個別仕様書（案）

（イ）サービスの対価の算定方法

（ウ）モニタリングの考え方

（エ）審査基準書

（オ）基本協定書(案)

（カ）事業契約書(案)

（キ）主要医療機器リスト

（ク）総合医療情報システムの内容等

（ケ）様式集

**【問い合わせ先】**

< 八尾市立病院 病院建設準備室 >

住所 〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5  
5  
電話 0729-22-0881 内線361・364  
FAX 0729-22-1778